

## 次期教育大綱について

### 1 教育大綱の位置付け

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づく「地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」として位置付けられております。

### 2 次期教育大綱

次期教育振興基本計画の基本理念及び基本目標等の部分をもって大綱に代えることとします。

### 3 期 間

令和6年度（2024年度）～令和9年度（2028年度）

#### 【大綱に関する文部科学省の考え方】

（平成26年7月17日 文部科学省初等中等教育局長 通知）

#### (1) 定義

大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものである。

大綱は、教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して定めることとされているが、教育の課題が地域によって様々であることを踏まえ、地方公共団体の長は、地域の実情に応じて大綱を策定するものである。

#### (2) 教育振興基本計画その他の計画との関係

地方公共団体において、教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、教育振興基本計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はない。